

放課後児童クラブ（岸本・溝口・八郷）の概要

○放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、就労等により、昼間、家庭に保護者などがいない小学生に、授業終了後及び長期休業中に「遊び」や「生活」の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的に開設しています。

○利用資格

就労等により、昼間、家庭に保護者などがいない町内在住の小学生

（保護者が育休中など、利用資格に該当しなくなった場合は退所となります。）

○利用定員等

	岸本放課後 児童クラブ	溝口放課後 児童クラブ	八郷放課後 児童クラブ
開設場所	吉長65番地4 (岸本小学校 敷地内)	溝口307番地 (溝口小学校 隣)	真野1018番地 (旧あさひ保育所)
定員	80名	40名	25名
開所日 及び 開所時間	開所日	開所時間	備考
	月～金曜日	放課後～ 午後6時30分	※学校給食のない日 は、弁当が必要です
	土曜日 長期休業中	午前8時～ 午後6時30分	※弁当が必要です
	閉所日	日曜日、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)	
	※土曜日については、岸本・溝口・八郷の放課後児童クラブ利用児童を、岸本放課後児童クラブの1ヶ所で受入れます。 ※この他にも自然災害等により閉所となる場合がありますが、その時には随時お知らせします。 ※学級閉鎖・学校閉鎖の対象となっている児童はお預かりできませんのでご了承ください。（学級閉鎖・学校閉鎖とは、児童が集団生活を避け、病気等の感染を防ぐことを目的としているため。）		
利用料 ・ 傷害 保険料	○月額 3,500円 2人以上利用する場合、2人目以降は半額（1,750円） ○長期休業（春・夏・冬休み）中の利用料の加算 利用日数×児童1人あたり200円(2人目以降は100円)を加算 (例) 8月に兄弟2人で15日間利用した場合 (月額3,500円＋月額1,750円) ＋ (加算額200円＋加算額100円) ×15日＝9,750円 ※ひとり親家庭の場合、長期休業加算は減免となります。 ○傷害保険料 年額 800円（予定）		

活動内容	屋外遊戯、図画工作 など
その他	・送迎については、保護者の方が責任をもってお願いします。 ・欠席や早退の場合は、事前に必ず児童クラブ又は役場福祉課へ連絡してください。（当日の正午まで。長期休業中は午前7時30分までに。留守番電話に録音又はマチコミアプリでも可。学校への連絡や児童からの伝言はご遠慮ください。） ・保護者の方へ、緊急連絡等の必要な情報をマチコミメールで配信します。スマートフォン・携帯電話による登録をお願いします。（利用決定時に、別紙でご案内します。） ・開所時間を厳守していただきますようお願いします。 ・申請書に記載された内容から、家庭の状況等が変更になった場合は役場福祉課に届け出てください。 ・利用を取止める場合は、原則、<u>取止める日の2週間前まで</u>に手続きをしてください。
担当課 問合せ先	伯耆町役場 福祉課 福祉支援室 電話 6 8 - 5 5 3 4